外務大臣 林芳正様 軍縮不拡散・科学部長 海部篤様

核兵器廃絶日本 NGO 連絡会1

国連総会第一委員会などに向けた日本政府への要請

ロシアのウクライナ侵略に端を発した戦争は、核戦争にエスカレートする危険性が高まっています。 その戦争により、原子力発電所が核惨事を引き起こす可能性も現実のものとなっています。朝鮮半島 を含む北東アジアの情勢も緊迫した状況が続いています。核兵器を使用させないことのみならず、そ の唯一の方法として核兵器の廃絶に向けた行動がますます必要かつ緊急を要するものになっています。

こうした状況下、本年は、核兵器に関する重要な国際会議が2度にわたり開催されてきました。6月の核兵器禁止条約第1回締約国会議では政治宣言と行動計画が採択され、核兵器の廃絶に向けた前進への強い決意が新たにされました。他方、8月の第10回核兵器不拡散条約(NPT)再検討会議では、ロシアの反対により最終文書の合意に失敗し、核軍縮に向けた新たな成果は生み出されませんでした。

日本政府の取り組みとして、岸田首相が 8 月の NPT 再検討会議に出席し「ユース非核リーダー基金」の創設、包括的核実験禁止条約 (CTBT) の早期発効を訴えたことや、CTBT フレンズ会合を首脳級で開催したことなどは評価に値します。日本を含む軍縮・不拡散イニシアティブ (NPDI) 諸国は、核兵器のない世界が NPT の「究極的な目標」であることを認めています。しかしながら、日本政府には、その目標に向けた道を切り開いていくという姿勢がみられません。核兵器国に対する NPT 第 6 条の核軍縮義務の履行を求める努力は不十分であり、日本自らが「核の傘」への依存から脱却しようとの努力もしていません。さらに、核兵器禁止条約に対してはいまだに背を向け続けており、建設的に向き合おうとしていません。

これ以上の停滞が許されない核軍縮の前進のために、日本政府は、現在開催されている国連総会を有効に活用すべきです。さらに、11月に予定される国際賢人会議、明年5月のG7広島サミットは、日本政府がリーダーシップを発揮しなければならない重要な機会となります。

以上の点を踏まえて、以下の通り要請します。日本政府としてのお考えを、市民社会との意見交換会にてご回答願います。

記

1. 国連総会における日本決議案について

● 日本を含め、ロシア以外の締約国にはコンセンサスがあった NPT 再検討会議の最終文書案に盛り込まれた以下の事項を、日本決議案に入れることを要請します。

1 連絡先: <u>nuclear.abolition.japan@gmail.com</u> https://nuclearabolitionjpn.wordpress.com/

- 核兵器がもたらす壊滅的な人道上の結末に対する深い懸念(パラ 124-126)
- 核兵器禁止条約の発効と第1回締約国会議の開催に対する認識 (パラ127)
- 核兵器の非人道性への認識が核軍縮努力の基礎になるべきこと(187-6)
- 核兵器の非人道性を認識した上で、核リスク削減に取り組むこと(187-37)
- 核兵器の非人道性を学び、核被害者と交流する軍縮教育に取り組むこと(187-40)
- 核兵器の非人道的影響への懸念から核兵器禁止条約が採択され発効したことの意義を被爆国日本として表明し、国連総会決議案に明記することを要請します。岸田首相は「核兵器禁止条約は、核兵器のない世界への出口とも言える重要な条約」としてその意義を認めているのですから、そのことを国連決議案に明記すればよいはずです。
- 核兵器禁止条約は NPT と補完関係にあるとの認識を示すことを要請します。 核兵器禁止条約は、2010年の NPT 再検討会議で合意された核兵器の非人道性に対する懸念に基づき、第 6 条の核軍縮の「効果的措置」として策定されました。核兵器のない世界の実現に向けて、核兵器禁止条約が NPT の至らざる部分を補うという意味で補完的であることは明らかです。
- ◆ 決議案作成の準備状況に関する情報の提供を要請します。

2. 国連総会における他国提出の核軍縮決議案について

■ 核兵器禁止条約の促進を訴える内容の国連総会決議案への賛成を要請します。

核兵器禁止条約の締約国が増えることは、核兵器は人道的に許されないものであるという国際 規範を強め、核軍縮および核不拡散にとって有益です。日本政府として、この条約に署名・批 准できる状況にないことからこうした内容の決議案に賛成できないのであれば、せめて棄権に とどめるべきです。

3. 国際賢人会議について

- 会議に向けた準備状況に関する情報の提供を要請します。
- 11月23日に広島で開催する際には、被爆者やNGOとの意見交換の場を設けることを要請します。その後の開催についても同様です。

4. ユース非核リーダー基金について

- 13 億円を国連に拠出し、被爆地訪問を含む軍縮教育に活用するというプランについて、最新情報の提供を要請します。
- 基金を使った軍縮教育の推進にあたって、日本国内の被爆者団体や軍縮教育に実績のある教育 機関あるいは NGO との連携を検討することを要請します。

5. 核兵器の使用および実験の被害者に対する援助について

- 被爆国日本政府は広島、長崎の被爆後12年を経て初めて、原爆被害の中の放射線被害のみに着目した医療援護制度を創設しました。4種類の被爆態様にもとづき法制上の「原爆被爆者」を定めて援護を行ってきました。しかし、それ以外の原爆被害者には今日も援護はほとんど届いていません。依然として大きな課題です。
- 日本政府は原爆被害者への援護の取り組みを行うと同時に、人道的見地から、核実験の被害者を はじめとする核被害者への援助について、積極的に、知的、実務的、財政的な貢献をすることを 要請します。
- 核兵器禁止条約第1回締約国会議では、国際信託基金の設置が提案されました。それに貢献するこ

とを要請します。

● 広島や長崎における関連会合のホストを検討することを要請します。

6. G7 広島サミットについて

- 核兵器廃絶に関連する議題や行事計画に関する現段階の情報の提供を要請します。
- サミット開催の準備・計画段階から、被爆者団体や NGO と意見交換の場を設定することを要請します。

以上